

#### (4) 指定相談支援

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、個別に支給決定を行います。

##### ■ 費用

利用者負担はありません。(全額市から指定の相談支援事業者へ支給されます)

##### ■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

#### <相談支援の種類>

計画相談支援	障害福祉サービス、障害児通所支援または地域相談支援を利用する障がい者及び障がい児に対し、サービス等利用計画の作成やサービス利用調整、モニタリング(見直し)を行います
障害児相談支援	
地域相談支援	<p>&lt;地域移行支援&gt;</p> <p>障がい者施設等に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保、その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所などへの同行支援などを行います</p>
	<p>&lt;地域定着支援&gt;</p> <p>単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応などを行います</p>

#### 障がい者施策と介護保険

障がい者施策と介護保険で共通するサービスについては、介護保険が優先されます。このため、65歳以上の方、並びに40歳以上65歳未満の介護保険の特定疾病に該当する身体障がい者のサービスについては、次のとおり適用します。

##### 【介護保険の特定疾病】

① がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) ② 関節リウマチ ③ 筋委縮性側索硬化症(ALS) ④ 後縦靭帯骨化症 ⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥ 初老期における認知症 ⑦ パーキンソン病関連疾病(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病) ⑧ 脊髄小脳変性症 ⑨ 脊柱管狭窄症 ⑩ 早老症 ⑪ 多系統萎縮症 ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬ 脳血管疾患 ⑭ 閉塞性動脈硬化症 ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には介護保険サービスを優先して受けることになります。しかし、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービス(行動援護、同行援護、就労移行支援等)については、利用することが可能です。補装具、日常生活用具についても同様になります。

※ 介護保険についてのご相談は、長寿介護課へ  
tel 0299-91-1702 fax 0299-93-2399

#### (5) 障害福祉サービス等の費用について

- 原則としてサービス費の1割が利用者負担です。
- 世帯(※1)の所得状況によって、月ごとの負担上限月額(※2)が設定されます。
- 利用するサービスによっては個別に給付されるものもあります。
- 未就学児の場合、満3歳になって初めての4月1日から、就学するまでの間は、利用者負担が無料となります。
- 同じ世帯に障害福祉サービス、障害児(通所・入所)支援等を利用している方が複数いた場合等に、1か月の利用者負担額の合計が世帯の基準額を超えた場合、超過した金額が支給される制度等もあります。(高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児(通所・入所)給付費)
- サービス費以外の実費負担については別途、発生する場合がありますので、利用する事業所へお尋ねください。

##### ※1 世帯の範囲

種別	世帯の範囲
18歳以上(施設に入所する18、19歳を除く)	障がいのある方とその配偶者
児童(施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

##### ※2 負担上限月額

区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	一般(市民税課税世帯)		
			市民税所得割		
			16万円未満	28万円未満	28万円以上
福祉サービス(居宅・通所) 【障がい者】	0円	0円	9,300円	37,200円	
福祉サービス(居宅・通所) 【児童】	0円	0円	4,600円		37,200円
福祉サービス(入所施設等※3) 【障がい者(20歳以上)】	0円	0円	37,200円		
福祉サービス(入所施設等) 【障がい者(20歳未満)・児童】	0円	0円	9,300円		37,200円

※3 共同生活援助、宿泊型自立訓練等を含む